

電波の安全性等に関する研究ロードマップの 見直し等について（案）

令和 7 年 5 月
事務局

- 1. 電波の安全性等に関する研究ロードマップの見直し**
- 2. 電波の安全性に関する情報発信・啓発等の在り方**

- 1. 電波の安全性等に関する研究ロードマップの見直し**
2. 電波の安全性に関する情報発信・啓発等の在り方

1. 検討の経緯

- 現在、総務省では2018年に策定した「**生体電磁環境に関する研究戦略検討会第一次報告書**」内の電波の安全性に関する研究のロードマップ（以下「ロードマップ」という。）を基にして、その後の状況等も踏まえながら研究を実施している。
- しかしながら、ロードマップの策定から約7年が経過し、Beyond 5G（6G）等に向けた電波利用の高度化を背景とした社会環境の変化や、ICNIRP（国際非電離放射線防護委員会）等の国際的な組織等の動きを踏まえ、今後の電波の安全性に関する研究の在り方やロードマップについて見直すことが適当と考えられる。

2. ロードマップ見直しにおける「枠組み」の考え方

①見直しの方向性について

- 現行のロードマップは、2018年に、国際機関における重点研究課題や国内における今後の研究課題のニーズの整理等を踏まえて策定されたものであり、基本的な方向性は現在においても通用するものであると考えられる。
- さらに、総務省ではこれまでも本ロードマップを基に研究を実施してきていることから、その継続性の観点からも、現行のロードマップをベースとして、策定時の考え方等を再整理しつつ、その後の変化を踏まえ、研究内容の追加や前倒し等の検討を行うことが適当と考えられる。
- これまでの総務省の研究成果はICNIRPのガイドライン改定等に積極的に活用されており、我が国の電波防護指針も当該ガイドラインと整合したものとなるよう運用している。他方、ICNIRPの指針値策定では、性別・年齢等の人口分布や気温・湿度、服装等の生活環境により電波が人体に与える影響も考慮された。他国の研究や知見だけでなく、我が国からもICNIRP等における国際的なガイドライン策定に積極的に貢献するとともに、国内で電波の安全性に関する基準を決める際にも他国の測定結果によらず検証する観点からも、特に我が国の関心が高いシステムが使用する周波数の電波の影響や測定法等を中心に、我が国で主体的に研究を推進することが適当と考えられる。

②ロードマップの構成について

（分類）

- 研究を分類するに当たり、現行のロードマップでは、まず「リスク評価」、「リスク管理」、「リスクコミュニケーション」の3分類に整理している。
- これは、電波が人体に与える影響を評価し（＝リスク評価）、それを元に電波の強度が一定以下となるように管理し（＝リスク管理）、また、それらの知見を基に国民にその影響をわかりやすく伝える（＝リスクコミュニケーション）という観点から分類されたものと考えられ、このような考え方や分類は現在においても引き続き有効な考え方であることから、この分類を継続することが適当と考えられる。

（周波数）

- 周波数帯の観点からは、現行のロードマップでは、「リスク評価」と「リスク管理」においては、「中間周波」（10kHz-10MHz）、「高周波」（10MHz-6GHz）、「超高周波」（6GHz-3THz）の3分類に、「リスクコミュニケーション」は全周波数帯共通の課題であることから周波数帯を分けずに整理している。
- 国際ガイドラインや電波防護指針でも周波数帯を分けて指針値等を規定しており、このような分類は電波の人体への影響が周波数によって異なる本分野において一般的な考え方となっている。
- また、携帯電話を対象としたリスク評価の実績の蓄積が進んでいる「高周波」（10MHz-6GHz）と、刺激作用が起こる周波数帯でありWPT等への活用が進む「中間周波」（10kHz-10MHz）、他の周波数帯と比べ研究の蓄積が進んでいない「超高周波」（6GHz-3THz）に分類することは、引き続き合理性があると考えられる。
- そのため、ロードマップの継続性の観点からも、「リスク管理」及び「リスク評価」の観点からは「中間周波」、「高周波」及び「超高周波」の周波数帯の3分類を継続することが適当と考えられる。

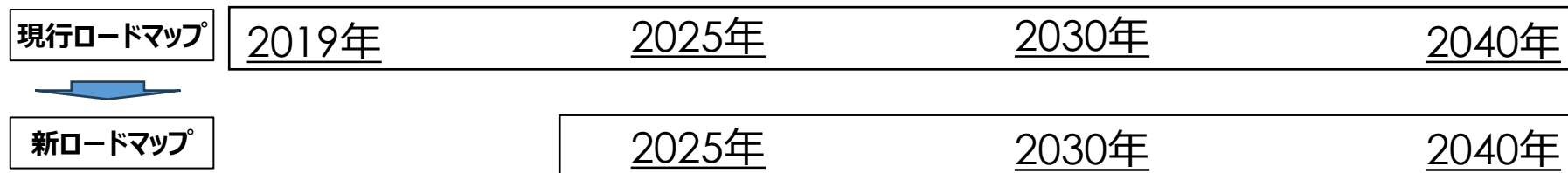
（観点・手法）

- 研究の観点・手法等の観点からは、現行のロードマップでは、「リスク評価」においては、「疫学研究」、「ヒト研究」、「動物研究」、「細胞研究」、「工学研究」の5分類に整理している。また、「リスク管理」においては、それぞれの周波数帯において「指針値」、「適合性」の2分類に整理している。
- 「リスク評価」については、国際的な観点からも、当該分類でリスク評価に関する研究手法を網羅しているため、引き続き、本分類により整理によることが適当と考えられる。また、「リスク管理」についても、安全指針値を策定（＝指針値策定）とそれへの適合性の確認（＝適合性評価）という考え方はリスク管理の基本的な考え方であることから、引き続き、本分類により整理することが適当と考えられる。

リスク評価	中間周波	高周波	超高周波	工学	疫学
					ヒト
					動物
	細胞				
	疫学				
	動物				
リスク管理	中間周波	高周波	超高周波	工学	疫学
					ヒト
					動物
	細胞				
	疫学				
	動物				
リスクコミュニケーション					

3. ロードマップ見直しにおける「期間」についての考え方

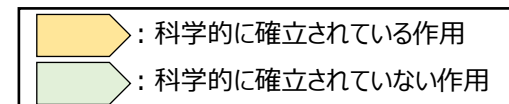
- ・ 現行のロードマップは、「**2019年度～2040年度**」の期間を対象としている。
- ・ 電波に関する分野は**技術の進展や変化が非常に早く、現時点で2040年度以降に取り組むべき研究課題を見通すことは困難になってきていることから**、現在時点（2025年度）から、ひとまず**現行ロードマップで対象としている2040年度までを検討し、適時に見直していくことが適当と考えられる。**



4. ロードマップ見直しにおける「評価の観点」ごとの基本的な考え方

①「リスク評価」の観点

- ・ 電波の人体への影響については、**熱作用・刺激作用**といった「科学的に確立されている作用」と、**発がん性や脳神経系・生殖機能等への影響**といった「科学的に確立されていない作用」とがあり、研究の視点が異なることから、**それぞれの分類に応じて追加や見直しを行うことが適当と考えられる。**
- ・ その際、ロードマップの見直しに当たり、**分類がわかるように明示（右図）して整理していくことが適当と考えられる。**



- ・ 「科学的に確立されている作用」については、**ICNIRP等において「今後必要となる研究課題」が整理されており、これを踏まえてロードマップの見直しを検討することが適当と考えられる。**
- ・ 「科学的に確立されていない作用」については、現在、**WHOにおいて、国内外の研究論文のレビューを踏まえた「環境保健クライテリア」の見直しが進められており、今後、公表予定である。**
- ・ 後者については、現段階でWHOの評価を待つことなく、我が国が単独で取り組むべき課題も必ずしも想定されないことから、「**環境保健クライテリア**」の改定等の**今後の状況を踏まえ、改めてロードマップを見直しを検討することが適当と考えられる。**

②「リスク管理」の観点

- ・ 特に「**適合性評価**」の観点について、**テラヘルツを含む高周波数帯の活用**の機運の高まりを受けて、**IECにおいても当該帯域の電力密度等の測定法に関する議論が始まっており、そのような国際的な動きを踏まえていくことが重要**であると考えられる。
- ・ また、同じく「**適合性評価**」の観点から、従来の適合性評価法では、例えば、携帯電話システムでは変調方式やビームフォーミング技術等の多数の条件で総当たりで測定を行い、その全てで指針値以下となることを確認する必要がある**多くの手間を要していた**。一方で、**昨今AIが急激に発展し、多くの分野において従来は人間が行う必要があった作業のAIの補助による省力化が進んでおり、我が国においても早期にそのような技術の進展を取り込んでいくことが重要**であると考えられる。

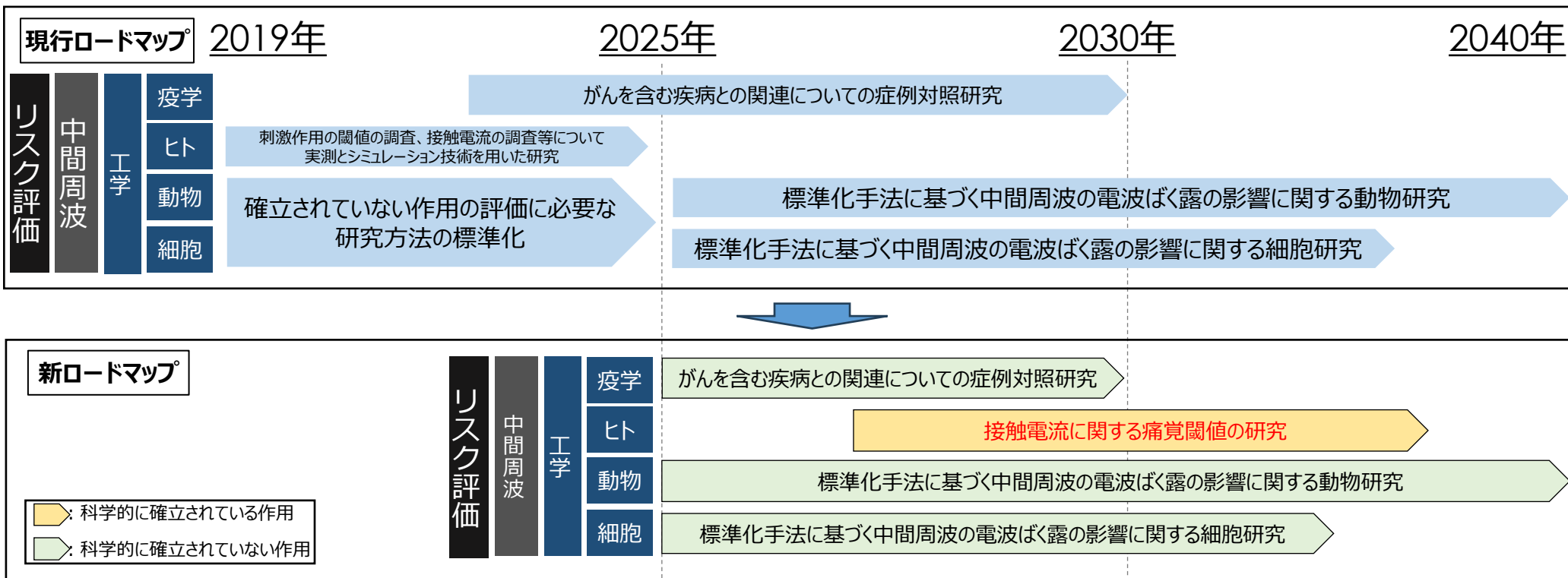
③「リスクコミュニケーション」の観点

- ・ 現在、我が国を始め各国で**2030年代におけるB5G (6G)開始に向けた取組が進められている。**
- ・ **B5G (6G)を踏まえ、新技術や新周波数帯の導入も見据えながら、電波の人体に対する安全性に関するモニタリングデータの蓄積等のほか、国民の理解の深化に寄与する研究も進めていくことが適当と考えられる。**

4. 「個別の研究」についての検討

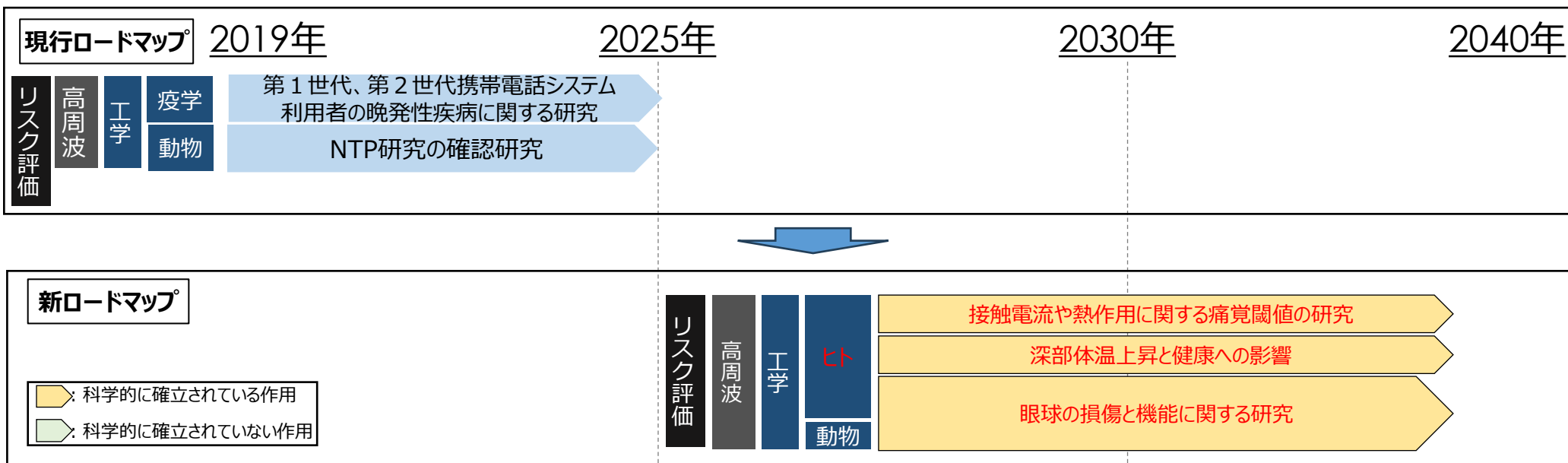
①「リスク評価」の観点（ア）「中間周波」について

- 「科学的に確立されていない作用」については、前述の通り、WHOの「環境保健クライテリア」の改定までは、当面、現行のロードマップの研究を引き続き記載することが適当。
- 「科学的に確立されている作用」については、単に人体表面の体温の上昇値のみを考慮するだけでなく、①痛覚閾値を踏まえたものにする、②深部体温上昇と健康への影響、③電波の眼球への影響について、より詳細に明らかにすることにより、現在国際ガイドラインで定められている指針値をより正確なものにできる余地があり、2025年2月、ICNIRPにおいて「今後研究が必要なデータギャップ」として特定された。
- 「中間周波」（10kHz-10MHz）においては、主に刺激作用が論点となることから、上記のうち、ロードマップに「接触電流に関する痛覚閾値の研究」（①）を追加することが適当。
- 手法については、ヒトの主観的な知覚が研究対象に含まれるため、「ヒト研究」とすることが適当。
- 研究期間については、次頁（イ）「高周波」の「接触電流や熱作用に関する痛覚閾値の研究」と連携しながら対応する観点から、**2027年度目途から10年程度**とするのが適当。
- ただし、具体的な研究の実施に当たっては、**その時点で内容・期間を更に精査した上で、前半・後半等に分けて公募**する等の検討・工夫を行うことが適当。



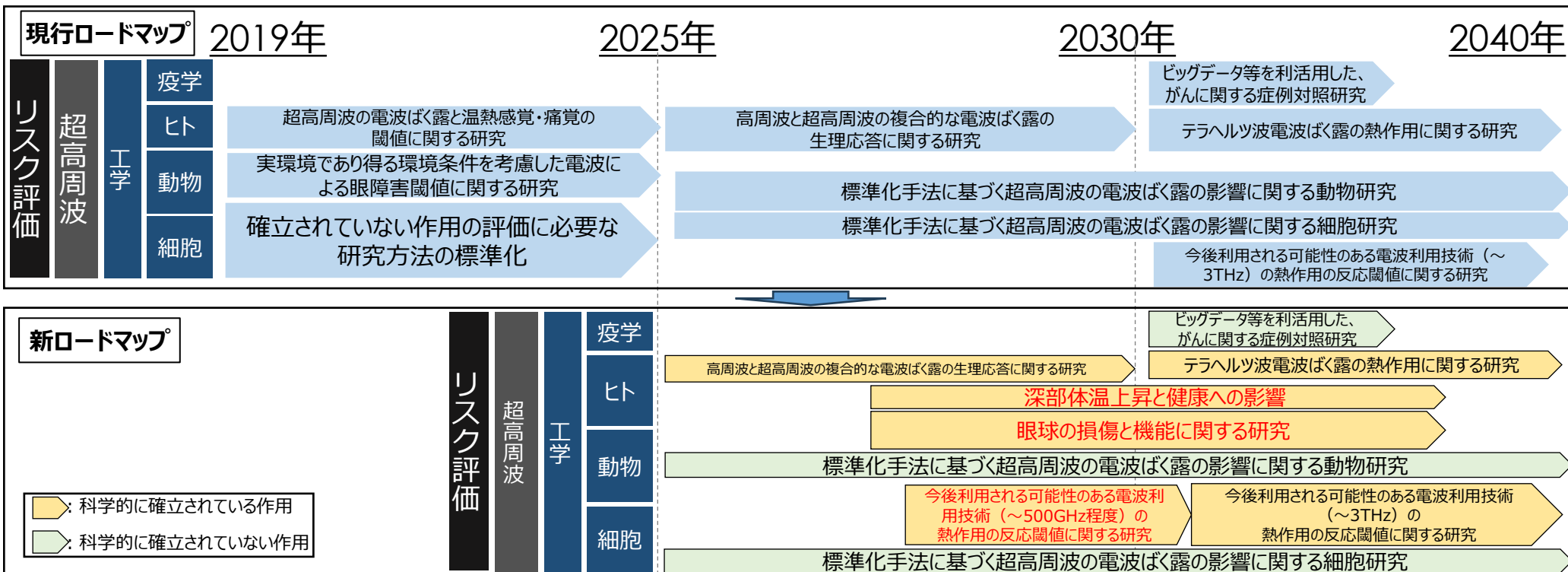
①「リスク評価」の観点（イ）「高周波」について

- 「科学的に確立されていない作用」については、WHOの「環境保健クライテリア」の改定までは、当面、現行のロードマップの研究を引き続き記載することが適当（なお、現行ロードマップの「高周波」において、当該作用の研究の記載はない）。
- 「科学的に確立されている作用」については、前述のとおり、ICNIRPが特定した「今後研究が必要なデータギャップ」（①～③）を基に検討することが適当。
- 「高周波」（10MHz-6GHz）においては、10MHz以上は熱作用の影響も強くなり、熱による体内深部の温度上昇や眼球への影響等が想定される。そのため、中間周波で記載した「接触電流及び熱作用に関する痛覚閾値の研究」（①）のほか、熱作用に関する研究課題もあるため、「深部体温上昇と健康への影響」（②）及び「眼球的損傷と機能に関する研究」（③）を追加することが適当。
- 手法については、「接触電流及び熱作用に関する痛覚閾値の研究」はヒトの主観的な知覚が研究対象に含まれるため、また、「深部体温上昇と健康への影響」は人体への影響を評価する必要があるため、「ヒト研究」とすることが適当。
- また、「眼球的損傷と機能に関する研究」については、損傷については倫理的な観点から「動物研究」を主体とし、機能についてはより直接的なリスク評価が可能となる「ヒト研究」を主体とすることが適当。
- 研究期間については、上記のすべての研究課題について、2030年以降のB5G（6G）の開始・本格普及と合わせ、2030年代に想定されているICNIRPのガイドライン改定に向けた必要なデータ取得の観点や、当該研究には一定の時間が想定されることから、必要な時間を考慮した上で2030年代後半目処のICNIRP高周波ガイドライン改定に間に合うよう、2027年度目途から10年程度とすることが適当。
- ただし、具体的な研究の実施に当たっては、その時点で内容・期間を更に精査した上で、前半・後半等に分けて公募する等の検討・工夫を行うことが適当。



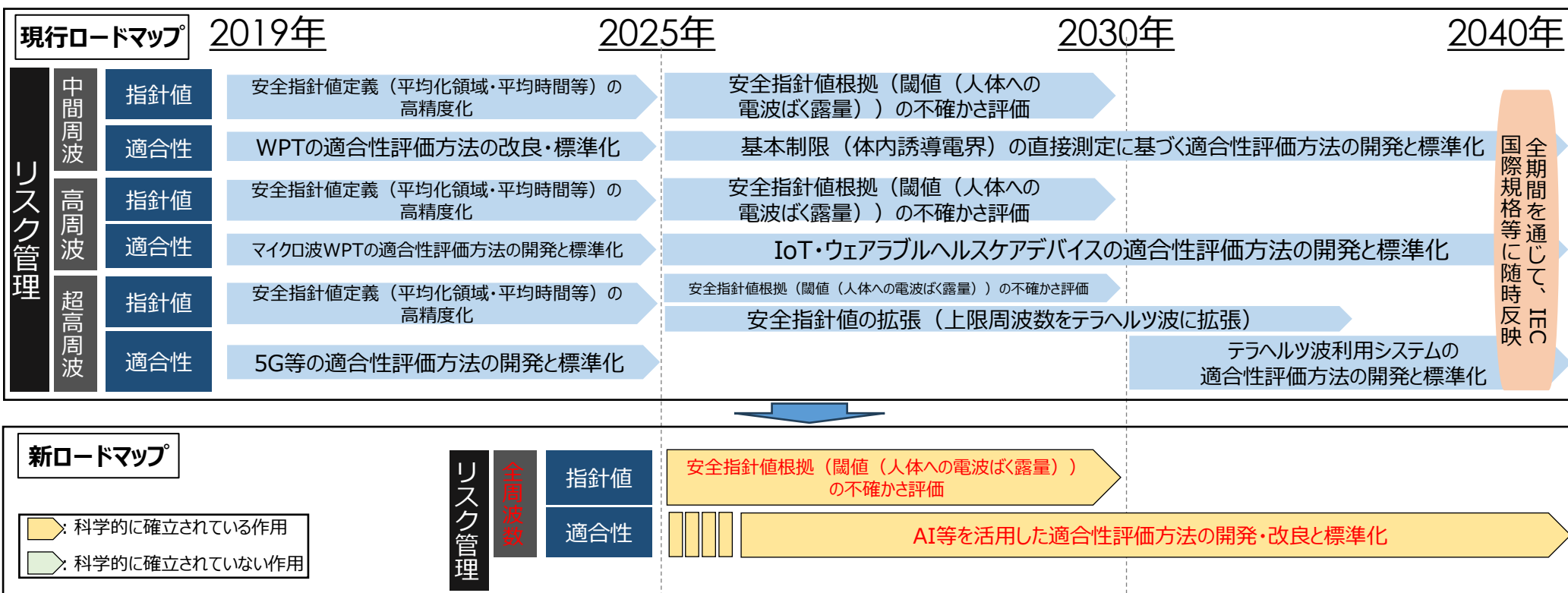
①「リスク評価」の観点（ウ）「超高周波」について

- 「科学的に確立されていない作用」については、WHOの「環境保健クライテリア」の改定までは、当面、現行のロードマップの研究を引き続き記載することが適当。
- 「科学的に確立されている作用」については、前述のとおり、ICNIRPが特定した「今後研究が必要なデータギャップ」（①～③）を基に検討することが適当。
- 「超高周波」（6GHz-3THz）においては、熱作用が主になり、（接触電流による痛覚への刺激がないため「接触電流に関する痛覚閾値の研究」（①）は記載せず、）「深部体温上昇と健康への影響」（②）及び「眼球の損傷と機能に関する研究」（③）を追加することが適当。
- 手法については、「高周波」と同様、前者は「ヒト研究」、後者は「ヒト研究」及び「動物研究」とし、期間については、ともに2027年度目途から10年程度とすることが適当。
- 現行のロードマップにおいて、2030年代以降に「今後利用される可能性のある電波利用技術（～3THz）の熱作用の反応閾値に関する研究」の「細胞研究」が記載されているが、細胞研究のみならず生物個体に関するより直接的なリスク評価のデータを得ることが重要であること等から、「動物研究」も併せて実施することが適当。
- また同研究において、熱作用に関連する「体温調節反応」に関し、IEEEから「電波による皮膚温度上昇に対する体温調節反応に関する研究」が不足している認識が示されたことや、テラヘルツ帯の研究は技術難易度が極めて高く、相対的に低い周波数から研究を進めて知見を深めることで効果的に研究を進めることができるため、相対的に低い周波数分の研究を前倒し、2028年度目途から2030年代初めにかけて、「今後利用される可能性のある電波利用技術（～500GHz程度）の熱作用の反応閾値に関する研究」を実施することが適当。（なお、手法については上記と同じ。）
- また、「高周波と超高周波の複合的な電波ばく露の生理応答に関する研究」については、ミリ波の利用等により高周波と超高周波に同時にばく露する機会が増えつつあり、従来通り、現行のロードマップどおり研究を進めることが適当。
- 同様に「テラヘルツ波電波ばく露の熱作用に関する研究」についても、特に高周波数帯の熱作用に関する研究は今後のガイドライン検討の基礎的かつ重要なデータとなるため、従来通り、着実に研究を進めることが適当。



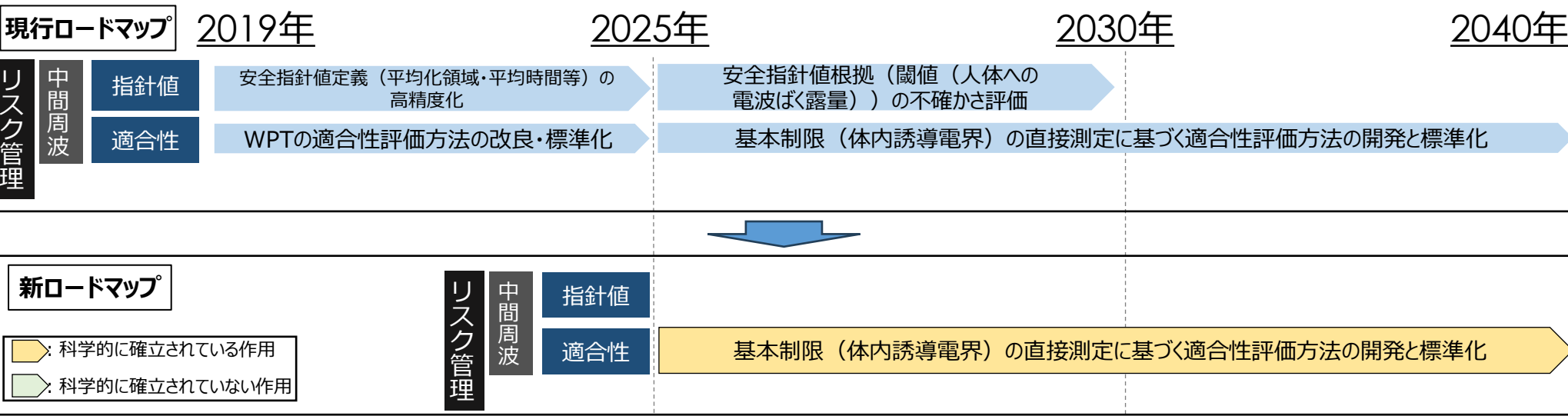
②「リスク管理」の観点（ア）「全周波数」について

- 「**指針値**」について、現行のロードマップの**2025年度以降**については、「**安全指針値根拠（閾値（人体への電波ばく露量））の不確かさ評価**」が、「**中間周波**」、「**高周波**」、「**超高周波**」のそれぞれに記載されている。
- 安全指針値根拠の**不確かさの評価**は、安全指針値の設定に当たり、例えば、**高精度の測定法が確立していないことや必要な測定データが蓄積されていないことにより、これまで含まれている不確かさを評価**することで、より電波の人体への影響を**正確に示すことが出来る指針値を得る**ことに繋げるために、引き続き、必要な研究である。
- これらは**全周波数に渡る課題であるため、今般、統合して「全周波数」を対象に実施することが適当**。
- また、**ICNIRPのガイドラインへの反映のために必要なデータを得る観点から、現状通り、2030年度頃まで取り組むことが適当**。
- 「**適合性**」について、現行のロードマップでは、「**中間周波**」、「**高周波**」については**2025年度目途から**、「**超高周波**」については**2030年度目途から**、想定されるシステム等の各周波数帯の事情に応じた**適合性評価方法の開発と標準化**に取り組むことが記載されている。
- 現在のばく露評価は、**機器の位置合わせや多数の周波数・変調条件を網羅した測定等に非常に手間がかかる**ところ、**AI等の活用により評価の簡素化が期待でき、IECの一部でも関心が高まっている**ところである。
- このため、これらの課題については、適合性評価方法に関する課題という共通点を考慮しつつ、現在の最新技術であるAIの進展を踏まえ、「**AI等を活用した適合性評価方法の開発・改良と標準化**」として、「**全周波数**」に渡る課題として**再整理**することが適当。
- 期間については、**2025年度は適合性評価方法の開発・改良を行いつつ、AI技術の発展状況も見ながら、2026年度以降の適切なタイミングでAIの活用に向けた対応を実施していくことが適当**。また、中長期的に時間をかけて改良をしていくことが必要であるため、現状通り、**2040年度まで継続して実施**していくことが適当。



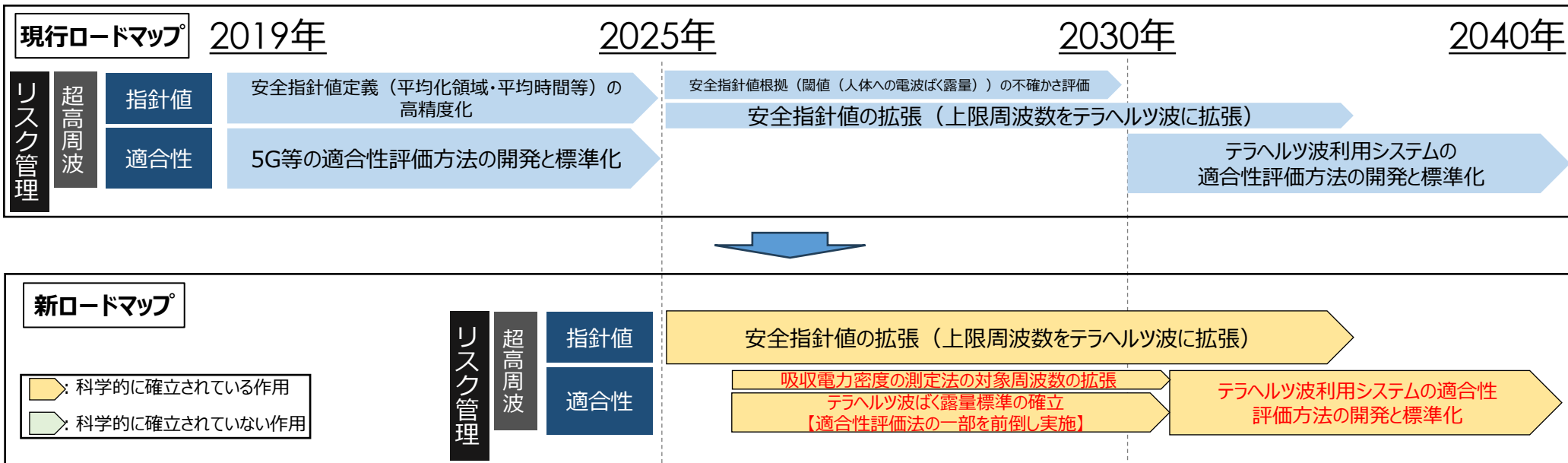
②「リスク管理」の観点（イ）「中間周波」について

- 「指針値」について、「安全指針値根拠（閾値（人体への電波ばく露量））の不確かさ評価」は、前述のとおり、「全周波数」の研究として整理。
- 「適合性」について、「基本制限（体内誘導電界）の直接測定に基づく適合性評価方法の開発と標準化」は、再現性及び信頼性に優れた評価方法・手順を開発・改良し、実際の中間周波利用システムに適用するものであり、引き続き、WPTの更なる普及に向けて実施する必要がある。
国際規格の検討状況も踏まえ、現状通り、**2030年代**にかけて実施することが適当。



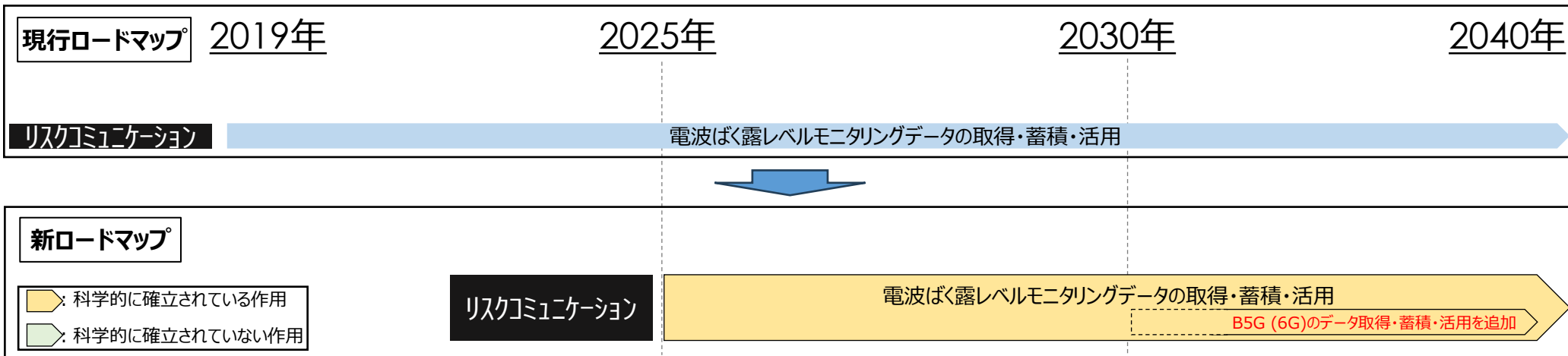
②「リスク管理」の観点（ウ）「超高周波」について

- 「指針値」について、「安全指針値根拠（閾値（人体への電波ばく露量））の不確かさ評価」は、前述のとおり、「全周波数」の研究として整理。
- 同じく「指針値」について、「安全指針値の拡張（上限周波数をテラヘルツ波に拡張）」については、安全指針値の定義の検討を経て、テラヘルツ波の安全指針値の策定を目指す課題であり、テラヘルツ波利用システムの今後の本格的な普及までに実施をすることが重要であるため、現状通り、2030年代半ばまでに取り組むことが適当。
- 「適合性」について、現行のロードマップでは2030年度から「テラヘルツ波利用システムの適合性評価方法の開発と標準化」の研究が記載されている。
- 現行制度において、電波防護指針では上限周波数が300GHzとなっているが、より正確な人体への評価が可能である「吸収電力密度の測定法」は10GHzまでしか制度化されておらず、5G、B5G（6G）での利用を踏まえ、より高い周波数の適合性評価を可能とすることは電波利用の観点から大変重要であり、「吸収電力密度の測定法の対象周波数の拡張」の研究を実施することが適当。
- 研究期間は、上記の事情から、早急に取り組むことが必要であり、安全性を確保した上でのミリ波を用いた5G等の更なる利用拡大に資するよう、2026年度目途から5年程度とすることが適当。
- 同じく、「テラヘルツ波利用システムの適合性評価方法の開発と標準化」の研究について、リスク評価（超高周波）の「テラヘルツ波電波ばく露の熱作用に関する研究」に資するよう、ばく露量評価に関する部分を適合性評価法の開発等に必要なステップとして一部を前倒し、「テラヘルツ波ばく露量標準の確立」を実施することが適当。
- 研究期間は、上記と同様の理由から、2026年度目途から5年程度とすることが適当である。
- これに合わせ、現行のロードマップに記載されている「テラヘルツ波利用システムの適合性評価方法の開発と標準化」については、これらの研究の後、2031年度頃から本格的に実施していくことが適当。
- ただし、上記のそれぞれの研究について、具体的な研究の実施に当たっては、その時点で内容・期間について更に精査することが適当。



③「リスクコミュニケーション」の観点

- ・ 現行のロードマップでは、「リスクコミュニケーション」の観点からは、身の回りの電波を継続的に測定する「電波ばく露レベルモニタリングデータの取得・蓄積・活用」を実施するとされており、当該取組を**2040年度ごろまで継続的に実施**することが記載されている。
- ・ また、当研究では、身の回りの電波の強さの測定（＝取得・蓄積）のみならず、**どのように情報を伝えるべきかなどの国民の理解の深化に関する研究（＝活用）**を含め、リスクコミュニケーションに関する研究を**総合的に推進**している。
- ・ **2030年代のB5G（6G）開始に向けた取組が進められていることを踏まえ、（2030年頃から）B5G（6G）等のシステムを対象として適切に位置付けて、引き続き、総合的に推進して行くことが適当。**



5. ロードマップの見直しについて

- ・ 以上を踏まえ、現行のロードマップを次頁のように見直すこととしてはどうか。
- ・ また、前述のとおり、WHOの動き等もあるほか、電波利用の分野は技術の進展も非常に早いことから、**適時に見直ししていくことが重要**と考えられる。

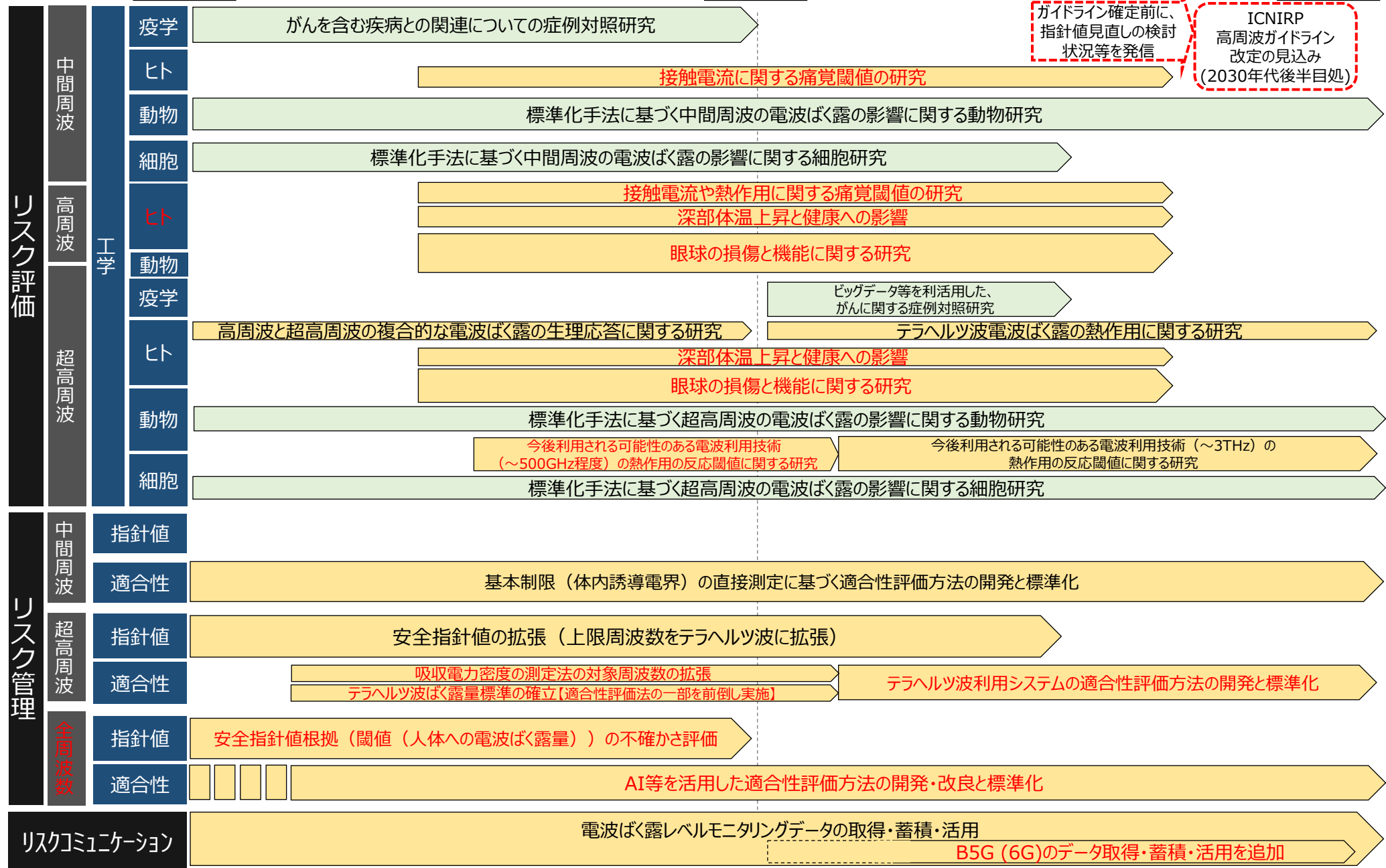
総括ロードマップ(修正案)

科学的に確立されている作用
科学的に確立されていない作用

2040年

2025年

2030年



【参考】 総括ロードマップ

現行版

13

2019年

2025年

EHC・ICNIRP(中間周波)
への成果入力※

2030年

EHC・ICNIRP(高周波・
超高周波)への成果入力※

2040年

※2040年以降も随時成果を入力

がんを含む疾病との関連についての症例対照研究

刺激作用の閾値の調査、接触電流の調査等について
実測とシミュレーション技術を用いた研究

確立されていない作用の評価に必要な
研究方法の標準化

第1世代、第2世代携帯電話システム
利用者の晩発性疾病に関する研究

NTP研究の確認研究

標準化手法に基づく中間周波の電波ばく露の影響に関する動物研究

標準化手法に基づく中間周波の電波ばく露の影響に関する細胞研究

ビッグデータ等を利活用した、
がんに関する症例対照研究

超高周波の電波ばく露と温熱感覚・痛覚の
閾値に関する研究

実環境であり得る環境条件を考慮した電波に
よる眼障害閾値に関する研究

確立されていない作用の評価に必要な
研究方法の標準化

高周波と超高周波の複合的な電波ばく露の
生理応答に関する研究

テラヘルツ波電波ばく露の熱作用に関する研究

標準化手法に基づく超高周波の電波ばく露の影響に関する動物研究

標準化手法に基づく超高周波の電波ばく露の影響に関する細胞研究

今後利用される可能性のある電波利用技術（～
3THz）の熱作用の反応閾値に関する研究

安全指針値定義（平均化領域・平均時間等）の
高精度化

WPTの適合性評価方法の改良・標準化

安全指針値定義（平均化領域・平均時間等）の
高精度化

マイクロ波WPTの適合性評価方法の開発と標準化

安全指針値定義（平均化領域・平均時間等）の
高精度化

5G等の適合性評価方法の開発と標準化

安全指針値根拠（閾値（人体への
電波ばく露量））の不確かさ評価

安全指針値根拠（閾値（人体への
電波ばく露量））の不確かさ評価

IoT・ウェアラブルヘルスケアデバイスの適合性評価方法の開発と標準化

安全指針値根拠（閾値（人体への電波ばく露量））の不確かさ評価

安全指針値の拡張（上限周波数をテラヘルツ波に拡張）

テラヘルツ波利用システムの
適合性評価方法の開発と標準化

電波ばく露レベルモニタリングデータの取得・蓄積・活用

全期間を通じて、
国際規格等に随時反映

リスク評価

リスク管理

リスクコミュニケーション

中間周波

高周波

超高周波

工学

疫学

ヒト

動物

細胞

疫学

動物

疫学

ヒト

動物

細胞

中間周波

高周波

超高周波

指針値

適合性

指針値

適合性

指針値

適合性

1. 電波の安全性等に関する研究ロードマップの見直し
- 2. 電波の安全性に関する情報発信・啓発の在り方**

1. 経緯

- 過去、**5Gの導入・普及の際には**、他国においては、5Gに関するデマ等が流れ、基地局への放火や破壊活動が発生する等**社会問題も発生**。また、我が国においても、**総務省の相談窓口**に5Gの安全性に関する**多くの問合せ**が寄せられたことがある。
- 総務省や携帯電話会社、研究機関等の各組織では、**これまでも電波の安全性に関する各種の情報発信・啓発の取組を実施**してきている。また、**電磁界情報センター**においては、電力線からの低周波電磁界の影響を中心に、より高い周波数の電波の安全性についても、情報発信・啓発の取組を実施している。
(参考) 総務省では、①電波の安全性に関する研究、②ウェブサイトやパンフレットによる情報発信、
③(電力線による電磁界の影響にも対処するため)経済産業省と共同での説明会、④電波の安全性に関する電話相談窓口の設置を実施。
- 海外では、電波の安全性に関する情報を**ワンストップで調べることができるプラットフォーム**が設置されている例(オランダ)もある。
- 海外においても国民に適切に理解を得るために、**リスクコミュニケーションの取組を実施**されてきたされてきたほか、**総務省においてもリスクコミュニケーションの研究を実施**してきている。

2. 論点

- 5Gの導入時にあった問題・課題を踏まえ、**特に将来のB5G(6G)の導入・普及に向けて**、安心して利用できるよう**情報発信・啓発を適切に進めていく**べきではないか(なお、過去の例や国民の関心からも、**特に携帯電話に関する情報が重要**ではないか)。
- ただし、過去のデマや社会問題化の経験等を踏まえ、**単に安全性を強調して発信・周知しても逆に不安を感じる者も出て来るおそれもあることから**、これまで**科学的に確立している根拠・情報をしっかり踏まえながら、適切な内容や手段を用いた情報発信に留意**すべきではないか。
- 現在各組織が実施している情報発信・啓発の取組を継続しつつも**、将来のB5G(6G)に向けて、各組織がそれぞれ、**より良い内容としていき、より効果的な発信を行うとともに、そのための知見の共有などが重要**ではないか。その際、情報の受け手の信頼性確保にも留意し、(事業的な視点からではなく)**中立的な組織が、客観的な視点からしっかりと発信していく観点も重要**ではないか。
- 海外の事例等を参考にしつつも、**我が国の事情を考慮した上で、関係者において適切な情報発信・啓発の方法を検討**することが重要ではないか。

3. 方向性(たたき台)

- 5G導入の際には、他国においてデマや社会問題化したことや我が国でも多くの問合せがあったことを踏まえ、**2030年代頃のB5G(6G)の導入・普及の本格化に向けて、まずは、総務省や携帯電話会社、研究機関等において、知見や情報の共有等を図っていくことが重要**ではないか。
- それも踏まえながら、**中立的な組織が十分な対応能力を持てるようにしつつ、それぞれの組織において、これまでの情報発信の内容や発信方法をより良いものに努力していくことを検討**できないか。
- また、**情報の受け取り手も意識した効果的な(例えば動画等の)発信方法**について、**可能な範囲で検討**できないか。
- さらに、これまでの**発信内容や発信方法をより適切**にしていくためにも、(総務省の研究で実施している)これまでの**リスクコミュニケーションの研究における知見を整理・活用**することで、**対外発信をより効果的なもの**にできるよう検討できないか。